

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本プラスト株式会社	コード	7291
提出日	2024/6/12	異動（予定）日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	2024年6月27日開催予定の定時株主総会で社外監査役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	長谷川淳治	社外取締役	○															○		有	
2	林 高史	社外取締役	○																○		有
3	佐藤 りか	社外取締役	○																○		有
4	伊東 弘美	社外監査役	○								△										有
5	松田 徹也	社外監査役	○								△									新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	長谷川淳治氏は、KDDI株式会社等において、経営管理部門、財務・経理部門、営業部門、企業年金資産運用部門の業務実績を有しており、大手通信会社における豊富な経験に基づく優れた経営判断能力が期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。また、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	林 高史氏は、公認会計士、税理士として企業会計に精通し、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており、的確な提言・助言が期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。また、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	佐藤りか氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスが期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。また、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
4	伊東弘美氏は、過去において、株式会社りそな銀行の業務執行者でありました。当社と株式会社りそな銀行との間には借入金契約があり、連結総資産に占める同行からの借入金の割合は5.6%となっております。当社は複数の金融機関と取引しており、同行が当社に対して著しい影響を及ぼすことはないと考えております。	伊東弘美氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏は、株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、既に同行を退任しており同行の意思に影響される立場にはありません。また、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。
5	松田徹也氏は、過去において、株式会社みずほ銀行の業務執行者でありました。当社と株式会社みずほ銀行との間には借入金契約があり、連結総資産に占める同行からの借入金の割合は12.7%となっております。当社は複数の金融機関と取引しており、同行が当社に対して著しい影響を及ぼすことはないと考えております。	松田徹也氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。また、同氏は株式会社みずほ銀行の業務執行者でありましたが、既に同行を退任しており同行の意思に影響される立場にはありません。また、同氏は上場規程に定める独立性の関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないことから、当社経営陣から独立した立場でその職務を十分に果たすことが可能であると判断し、同氏を独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。